

大阪府枚方市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年3月31日現在における大阪府枚方市の行政区域とする。面積は約6,512ヘクタールである。

ただし、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地（淀川水系）および、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（山田神社のアラカシ林・菅原神社のシイ林）、ならびに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（大阪府における鳥獣保護区：淀川、枚方）を除くものとする。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むほか、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

〔環境保全上重要な地域〕

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（大阪府における鳥獣保護区：淀川、枚方）

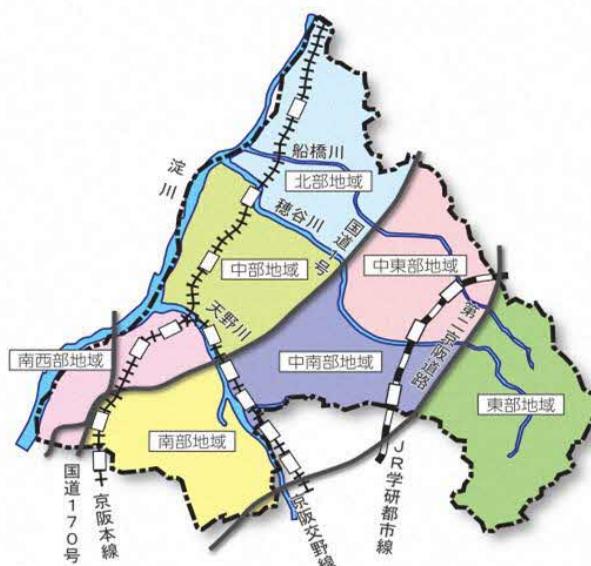
（その他環境保全上重要な地域）

- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（山田神社のアラカシ林・菅原神社のシイ林）

- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（淀川水系）

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、国定公園及び府立自然公園、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域に存在しない。

（地図）



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

枚方市は大阪北東部に位置し、市域の一部が京都府、奈良県とも隣接し、東側は京都府京田辺市と八幡市、奈良県生駒市、西側は淀川を挟んで高槻市と島本町、南側は寝屋川市と交野市の7市町と隣接している。

枚方市は、市域の西側を流れる淀川の恵みを受けて古くからひらけ、江戸時代には東海道の枚方宿が設けられ、三十石船が行き交う淀川舟運の中継港としても賑わった。

昭和33年に当時東洋一といわれた香里団地が誕生し、昭和41年の国道1号枚方バイパスの開通、昭和47年のくずはローズタウンの開発などにより、大阪、京都の中間に位置する好立地から京阪地域のベッドタウンとして飛躍的に発展してきた。

（インフラの整備状況）

①鉄道

枚方市には京阪電気鉄道本線、京阪電気鉄道交野線及びJR学研都市線の3路線が走っており、市内の12駅において1日約23万人が乗降している。京阪電気鉄道は、中之島を中心としたビジネス街と京都を結び、枚方市駅、樟葉駅への特急停車で利便性が向上している。

中でも、京都、大阪へ約20分でつながる枚方市駅は1日約8万人の乗降客があるまちの玄関口となっている。

枚方市の東部を走るJR学研都市線はJR東西線と直結し、大阪市内中心部へ30分、尼崎へ45分、神戸方面に70分でアクセスできる。

②駅周辺のまちづくり

再開発されて40年以上が経過する枚方市駅の周辺地域は、都市再生緊急整備地域に指定されており、民間投資の喚起と都市再生の質の向上等を促進するため都市開発事業などによる再整備を進めている。

③道路

主要幹線道路は、東から第二京阪道路、国道1号、大阪府道京都守口線が南北を結び、国道307号が第二京阪道路と国道1号を東西に結んでいる。平成22年の第二京阪道路の全面開通は、長年の懸案だった国道1号の慢性的渋滞の緩和につながっている。

さらに、新名神高速道路の整備や淀川渡河橋を含む都市計画道路である牧野高槻線の計画も進められており、市内だけでなく、広域的な結びつきがさらに強くなると考えられる。

（産業構造）

令和3年経済センサス-活動調査によると、枚方市の事業所数は第1次産業は0.1%、第2次産業は13.9%、第3次産業は86.0%となっており、全体事業所数は9,839事業所である。卸売業・小売業、医療・福祉業が多く、製造業は515事業所で8番目となっている。製造業事業所の1事業所当たりの平均従業者数は大阪府平均15.2人に対して、枚方市平均37.8人であり、令和3年経済センサス-活動調査によると製造品出荷額等は1事業所当たり大阪府平均11億円7,789万円に対し、枚方市平均26億3,669万円と大阪府平均を大

きく上回っている。また、1事業所当たりの粗付加価値額についても8億5,512万円と大阪府の3億9,571万円を大きく上回っている。

枚方市の産業集積は、明治43年の京阪電気鉄道の開通以降、繊維製品、農機具製造、石鹼製造など小規模事業を中心に始まり、その後、株式会社小松製作所、株式会社クボタの工場が進出し、高度成長期には国道1号の開通を契機に6つの企業団地が形成された。

平成15年には関西文化学術研究都市の文化学術研究地区の一つである津田サイエンスヒルズを準工業地域に用途変更し、地区計画を策定、大阪府と協力して研究開発型の産業施設の立地を促進し、平成25年度に企業立地を完了した。これにより、枚方市の産業の大きな特色である7つの企業団地（大阪紳士服団地、枚方企業団地、枚方鉄工塗装団地、枚方家具団地、枚方東部企業団地、枚方工業団地、津田サイエンスヒルズ）が形成された。

（教育機関、研究機関等）

枚方市には、学校法人大阪歯科大学（楠葉学舎、牧野学舎）、学校法人関西医科大学（枚方キャンパス、牧野キャンパス）、学校法人関西外国語大学（中宮キャンパス、御殿山キャンパス）、学校法人常翔学園大阪工業大学（枚方キャンパス）、学校法人常翔学園摂南大学（枚方キャンパス）の5つの大学があり、約1万8千人の学生が学んでいる。総合大学はないものの、各大学では、医学、薬学、看護学、外国語、情報科学などの専門分野で個性的で特色ある教育、研究活動が展開され、令和2年4月には学校法人常翔学園摂南大学に新たに農学部が新設されるなど、枚方市は「大学のまち」という性格を有している。

枚方市は、新産業、新技術の創出に向けた地域イノベーション拠点の形成をめざして、地域企業、大学、産業支援機構等との連携により、毎年、「枚方産学公連携フォーラム」を開催している。

また、大阪府立北大阪高等職業技術専門校が平成25年に津田サイエンスヒルズに開設され、修了生が地元ものづくり企業等に就職している。

（人口分布の状況）

枚方市の総人口は令和5年で府内5番目の39万982人となっており、平成21年をピークに、以降は緩やかな減少傾向となっている。令和5年の15歳未満の年少人口は4万7,347人（12.1%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は23万21人（58.8%）、老人人口は11万3,614人（29.1%）となっている。平成18年から令和5年までの年齢構成の推移をみると、少子高齢化が進展している傾向にある。将来人口は今後も緩やかな減少傾向にあり、令和35年（2053年）には30万6,409人まで減少すると予測されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

枚方市の産業の特色として、7つの企業団地など操業環境が良好な産業集積地域が多くあること、市内5大学との産学公連携により、健康・医療などの新産業や新技術の創出に向けた取組が行われていることがあげられる。

RESASによると市内産業の中で医療・福祉業の付加価値額（118,470百万円）が1番多く、次いで製造業（85,175百万円）が2番目に多い。また製造業は1事業所あたりの従業員が37.8人と1番多く、医療・福祉業は20.3人と3番目に多い。

令和3年経済センサス-活動調査によると製造品出荷額等において生産用機械器具製造業が1位、プラスチック製品製造業が5位、金属製品製造業が7位に位置しており、このような地域経済を牽引する企業の新たな投資を促進し、産学連携による技術や製品開発の高度化を進め、付加価値額の増加を目指す。

また、枚方市の特性として、病院や大学等が多く集積している優位性を活用して、ものづくり企業が連携していくことで、より成長性の高い医療・ヘルスケア分野への事業参入、事業拡大を図っていく。

枚方市において、今後の地域経済の発展のためには、製造業の産業集積の拡大並びに高付加価値を生み出す地域牽引事業を創出することが必要不可欠である。そのためには、成長性の高い事業に対し、生産性向上や設備投資等の支援を行うことで売上増加を図り、地域雇用へと波及することにより、地域経済の活性化へ繋げる。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	187 百万円	517 百万円	176%

(算定根拠)

1件あたり6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を6件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で517百万円の付加価値を創出することを目指す。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	2件	6件	200%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

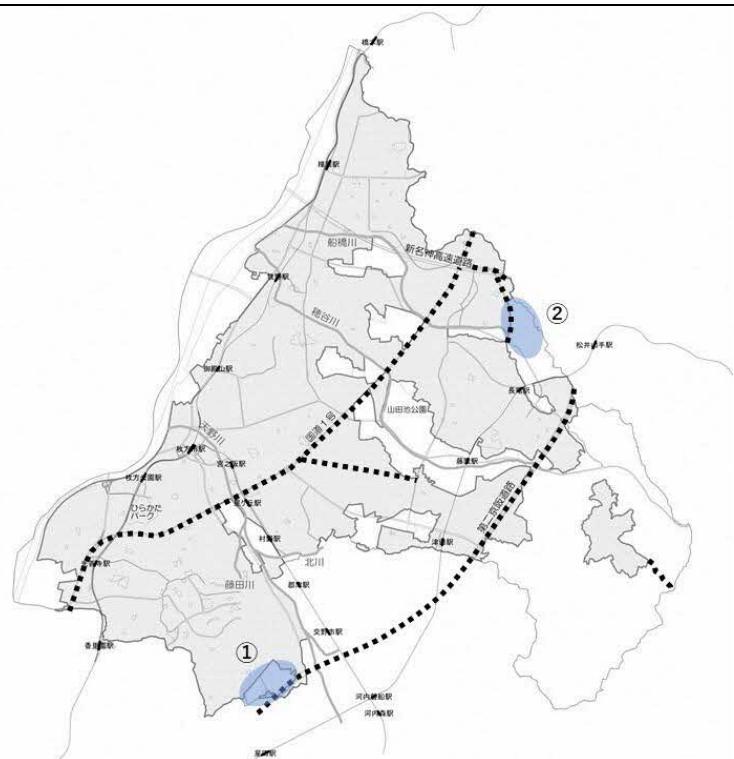
- ①促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること。
- ②促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4%以上増加すること。
- ③促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、（2）（3）については地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

重点促進区域は本市の都市計画に関する基本的な方針を示す枚方市都市計画マスター プランに位置付けた「沿道産業集積ゾーン」として定める以下の区域とする。



【重点促進区域①：第二京阪道路沿道産業集積ゾーン】

高田一丁目・二丁目、茄子作四丁目・五丁目、茄子作南町 約 35 ヘクタール

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、枚方市都市計画マスターplanに国土の広域連携を担う広域幹線道路に位置付けた本市を縦断する第二京阪道路の沿道区域である。

第二京阪道路は、大阪と京都の大都市圏を結ぶ経済産業の大動脈として都市の骨格を形づくる都市間交流軸であり、特に沿道の市街化調整区域においては、国、大阪府及び沿道市が策定した「第二京阪沿道まちづくり方針」に基づき、広域交通網による交通利便を活用した地域産業の活性化に向けた計画的なまちづくりが進められてきた。

現在、茄子作・高田地区では、隣接する交野市域を含め一体的に実施される土地区画整理事業により、緑豊かで産業立地にふさわしい市街地の創出に向けた取り組みが順次進められており、今後、阪神高速2号淀川左岸線及び延伸部の整備による大阪中心部及び湾岸エリアへのアクセス強化に伴う産業立地の促進が期待される。

【重点促進区域②：長尾駅周辺沿道産業集積ゾーン】

長尾荒坂一丁目・二丁目、長尾元町六丁目 約 41 ヘクタール

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、枚方市都市計画マスターplanに幹線道路の交通機能を補完し、周辺都市や都市拠点間などの有機的な相互交流を図る補助幹線道路に位置付けた長尾家具町線の沿道区域である。

本市中東部に位置する長尾駅 (JR 学研都市線) は、大阪市内へ 30 分で到達できる利便

性に加え、駅前交通広場による交通結節点としての機能が高まり、駅周辺が広域拠点として発展していくことが期待されている。また、第二京阪道路と新名神高速道路へ接続する八幡京田辺 IC が近接し、国土軸を形成する高速道路への高いアクセス性を有している。

現在、長尾駅周辺では、都市計画道路の整備により更なる交通利便性の向上が見込まれる一方で、道路の整備による幹線道路沿道における無秩序な土地利用が懸念されることから、土地区画整理事業を基本とする良好なまちづくりの検討が進められており、鉄道駅による交通利便と広域幹線道路の整備効果を生かした産業集積による沿道機能の増進を図っていくために重点促進区域を設定する。

【関連計画における記載等】

1) 第5次枚方市総合計画

施策目標 21：地域産業が活発に展開されるまち

取り組みの方向：企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業の活性化を図ります。

2) 枚方市都市計画マスターplan

沿道産業集積ゾーン

国道1号などの主要な幹線道路の沿道においては、道路の交通利便を生かし沿道機能の増進を図るとともに、周辺環境や景観に配慮しつつ、秩序ある沿道土地利用を図り、主として沿道型商業、工業及び流通業務の集積や操業環境の保全を図ります。

3) 第二京阪沿道まちづくり方針

第二京阪道路の整備効果を活かした産業立地の誘導

特に、第二京阪道路沿道に広がる市街化調整区域においては、農地との調和、計画的な開発に基づく市街化区域編入を原則に、第二京阪道路の整備効果を活かした産業立地を積極的に誘導していくこととし、大阪の産業を振興する都市型の製造業、広域商業・流通業務施設の立地を中心とした計画的な土地利用を目指します。

4) 長尾駅周辺地区まちづくり構想

長尾駅の周辺において新たなまちづくりの可能性のある面積約95ヘクタールの市街化調整区域を対象として、まちづくり構想を策定し、本市中東部地域の拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを計画的に推進するものです。

以上の関連計画において、本重点促進区域の計画内容と整合が取れていることを確認している。

(2) 区域設定の理由

本市の工業地域または工業専用地域には相当数の企業が立地しているが、一定規模の産業用地の更なる確保が困難な状況にあるため、周辺環境や景観への配慮を前提に産業用地を創

出していくことが必要であることから、下記のとおり重点促進区域を設定する。

なお、本区域には農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）による農用地区域や環境上重要な地域、遊休地は存在しない。

【重点促進区域①：第二京阪道路沿道産業集積ゾーン】

第二京阪道路は大都市圏を結ぶ経済産業の大動脈であり、交野南 IC に近接する茄子作高田地区では、土地区画整理事業を基本とした産業立地にふさわしい市街地の創出に向けた取り組みが順次進められている。今後、阪神高速 2 号淀川左岸線及び延伸部の整備により大阪中心部及び湾岸エリアへの物流が効率化し、沿線への新たな企業進出が期待されることから、その沿道区域を重点促進区域に設定し、地域経済牽引事業の立地促進を図る。

【重点促進区域②：長尾駅周辺沿道産業集積ゾーン】

本市中東部に位置する長尾駅（JR 学研都市線）は第二京阪道路と新名神高速道路へ接続する八幡京田辺 IC が近接し、国土軸を形成する高速道路ネットワークへの高いアクセス性を有している。現在、長尾駅周辺地区では土地区画整理事業を基本とする良好なまちづくりの検討が進められており、鉄道駅による交通利便と広域幹線道路の整備効果を生かした産業集積による沿道機能の増進を図っていくために重点促進区域を設定する。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

- ①枚方市の生産用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②枚方市の医療系大学、総合病院、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

（2）選定の理由

- ①枚方市の生産用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESAS によると枚方市の全産業の中で、企業単位の売上高の比率では、製造業が最も高く、次いで医療・福祉、卸売業・小売業の順となっている。令和 3 年経済センサス-活動調査によると枚方市の製造業の製造品出荷額等は 7,488 億円、粗付加価値額は 2,428 億円であり、その中で生産用機械器具製造業の製造品出荷額等は 3,855 億円、粗付加価値額は 1,044 億円と最も高く、生産用機械器具製造業の製造品出荷額は大阪府下にて 1 位である。RESAS によると、特化係数は、生産用機械器具製造業においては付加価値額の特化係数が 2.46、従業者数の特化係数が 1.75、プラスチック製品製造業においては付加価値額の特化係数が 2.00、従業者数の特化係数が 1.30、金属製品製造業においては付加価値額の特化係数が 1.35

となっており、全国を上回っている。

枚方市では企業誘致を進めたこともあり、株式会社小松製作所、株式会社クボタの大手製造業の基幹工場が所在したことで、協力企業である中小企業も多数点在し、大手企業の発展とともに、各種部品の製造が進み、生産用機械器具製造業以外に、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、業務用機械器具製造業といった機械器具製造業等様々な企業が活発な事業活動を展開している。加えて、令和3年経済センサス-活動調査をみると、機械器具製造業に部品等を供給する金属製品製造業(37社)、プラスチック製品製造業(24社)の事業所数は生産用機械器具製造業(52社)に次いで多く産業集積がすすんでいる。

また枚方市は、異なる規模・分野の企業や大学、研究所等が集積する関西文化学術研究都市（京田辺市、木津川市、精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市、生駒市）に位置し、研究開発も行う津田サイエンスヒルズをはじめ、市内には府内で最も多い7つの企業団地（大阪紳士服団地、枚方企業団地、枚方鉄工塗装団地、枚方家具団地、枚方東部企業団地、枚方工業団地、津田サイエンスヒルズ）が立地する。

枚方市では、製造業関連の企業が参画する枚方市工業会と定期的な意見交換会を行い、市内企業の特色、課題の把握に努めている。また、地域活性化支援センターを開設して専門アドバイザーによる相談や、企業の設備投資に対して「地域産業基盤強化奨励金制度」による支援、ものづくり企業支援総合サイトによる技術および製品のPRや各種情報の配信、市内企業若者雇用推進事業による合同就職面接会による人材確保支援に取組んでいる。

また、ものづくり企業、大学、研究機関、経済団体が一体となり新産業創出に取り組む「ひらかた地域産業クラスター研究会」を設立し、年1回の「产学公連携フォーラム」の開催や月1回の勉強会、他市の企業や研究所の視察などに取組むことで、同業種、異業種によるネットワーク構築により、イノベーションの創出に努めている。

今後もこうした取組を生かしつつ、AIやロボット等の新しい技術の投入など新たな設備投資や生産性の向上を図る取組を支援することで、企業の稼ぐ力を伸ばし、新規雇用者の増加に繋げていく。

②枚方市の医療系大学、総合病院、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

枚方市は医療機関が集積しており、RESASによると、医療業の事業所数は784事業所であり、全国で66番目、大阪府下では6番目に多い。医療・福祉分野の企業単位による従業者数は全産業の31.9%（30,241人）、事業所単位による従業者数は23.8%（28,987人）と大きく占めている。また付加価値額については大阪府では全体の1割未満（8.9%）であるのに対して、枚方市は118,470百万円と全産業の3割（31.6%）を占めており、産業の中心を担っている。付加価値額の特化係数でみると医療業で3.76、従業者数の特化係数では医療業2.50、社会保険・社会福祉・介護事業2.19であり、高い数値を示している。枚方市には5つの公的病院（関西医科大学附属病院、独立行政法人地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター、市立ひらかた病院、国家公務員共済組合連合会枚方公済病院、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター）があり、病院数は府内中核市で最多の24か所で、このうち二次救急医療機関は18か所、高度救命救急センターが1か所あり、ドクタ

一ヵ月も運用するなど、医療機関は充実している。令和4年には、日本で初めてとなるがん治療に係る光免疫療法を中心に研究する研究所が関西医科大学附属病院に開設された。また、介護などの福祉施設や事業者も多く、学校法人関西医科大学、学校法人大阪歯科大学、学校法人常翔学園摂南大学（薬学部、看護学部）と3つの医療系大学があるなど高度な医療環境や福祉環境が整っている。このように総合病院や福祉施設も多く存在しているため、医療や看護、介護に関する各種データの取得体制が整備されている。

こうした地域資源を活用し、市民の健康増進や地域医療の充実をめざして、「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の柱の一つとして、医療と産業の連携による新たな事業展開を掲げ、毎年、情報交換会を開催している。

また、ものづくり企業、大学、研究機関、経済団体が一体となり新産業創出に取り組む「ひらかた地域産業クラスター研究会」でも、医産学を含めた産学連携の仕組みづくりの議論を行っており、今後も地域経済牽引事業の創出及び促進に向けた、産業連携の仕組みの構築について関係者との協議を重ねつつ、多角的に検討を進めていく予定である。

市内には、医療機器の製造販売許可をもつ企業があり、医療検査機器の部品やフィットネス用品などのヘルスケア商品を提供している企業も存在する。また新たな参入意欲のあるものづくり企業も存在することから、オンリーワンの高い技術を目指していくため医療機関の集積という地域特性を生かして、さらに医産連携を進めることにより、関連産業の振興を図り、成長分野である医療・ヘルスケア分野への事業の拡大や新規展開を支援していく。

これらの取組を促進することで、医療や健康に関連する高付加価値製品を開発し、製造する産業の集積を図り、雇用の増加につなげるとともに地域の稼ぐ力を強化していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備にあたっては、国の支援策等も活用し、企業間連携や産学連携による共同研究開発事業への取組支援や企業の新規事業展開や成長分野への参入のための支援を行うと共に規制緩和等の仕組みを整備していく。

(2) 制度の整備に関する事項

枚方市では、「産業間の枠組みを超えた連携と発信」、「将来の産業を支える人材の育成」、「市民の理解と協力で産業を振興」を柱に、平成22年に「枚方市産業振興基本条例」を制定した。平成28年に作成した第5次枚方市総合計画の基本計画で「地域産業が活発に展開されるまち」を掲げ、企業誘致を促進し、企業団地を中心に製造業の集積を図り、市内産業の活性化を図ることを取組の方向に定め、「産業集積地域における新規立地等に対する支援」を実施していくことを明確に位置付けている。

①地域産業基盤強化奨励金制度（枚方市）

工業集積地域における企業立地及び設備投資の誘導策を講じて、企業の経営力や技術力の向上を図り、良好な操業環境の基盤を強化し、地域経済の発展に寄与することを目的として、平成21年度に地域産業基盤強化奨励金制度を創設している。

新規に取得する土地や建物（増築を含む）、償却資産に対して事業供用開始後、対象物件にかかる固定資産税相当額の50%を3年間助成する。

②テイクオフ補助金（枚方市）

地域活性化支援センターに開設している「インキュベートルーム」を1年以上使用した者、または特定創業支援等事業による支援を受けた者が枚方市内で創業する場合に、事務所や店舗等の家賃の一部を補助する。

③小企業事業資金融資（枚方市）

枚方市内の小規模事業者を対象に、大阪信用保証協会の保証を付して、枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）を限度額400万円までとして支援を行っている。

④医産連携事業（枚方市）

ひらかた地域産業クラスター研究会や健康医療都市ひらかたコンソーシアムを通じて実施している医産連携、産学連携の取組をすすめ、情報交換やマッチングの充実を図る。

⑤地方創生関連施策（枚方市）

令和7年度以降、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を図ることを視野に、①枚方市の生産用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチッ

ク製品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野、②枚方市の医療系大学、総合病院、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野において、設備投資支援等による事業の環境整備、新製品・サービス開発や新規参入、販路開拓、地域活性化プロジェクト等の支援に取組んでいくことを予定している。

⑥大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の5%（府内に本社等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに2億円

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを開示し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②「ものづくり企業支援総合サイト」において、各事業者の技術や製品のPR、各種補助金の情報発信などを行い、枚方市内企業を支援する。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、枚方市商工振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

地域経済牽引事業者に対して企業訪問を行い、施策情報の提供や牽引事業の進捗状況の確認及びフォローアップを行う。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和7年 (2025年)度	令和8年 (2026年)度～令和10年 (2028年)度	令和11年 (2029年)度 (最終年度)

【制度の整備】			
①地域産業基盤強化奨励金制度	実施	継続	継続
②テイクオフ補助金	実施	継続	継続
③小企業事業資金融資	実施	継続	継続
④医産連携事業	実施	継続	継続
⑤地方創生関連施策	検討	検討・運用予定	検討・運用予定
⑥大阪府の企業立地の優遇制度	実施	継続	継続
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府オープンデータサイト	実施	継続	継続
②ものづくり企業支援総合サイト	実施	継続	継続
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談窓口	実施	継続	継続
【その他の事業環境整備に関する事項】			
地域経済牽引事業者へのフォローアップ	実施	継続	継続

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（1）支援の事業の方向性

枚方市では、地域の事業者、創業希望者のビジネス拠点として枚方市立地域活性化支援センターを開設し、北大阪商工会議所と連携し、専門相談員による各種事業の相談や、中小企業者に役立つ事業、総合的な創業支援を行っている。

また、市内の5つの大学による「学園都市ひらかた推進協議会」、医療機関と医療系大学による「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」をそれぞれ設立し、様々な連携事業をすすめている。

さらに地域の企業、大学、産業支援機構等の連携により、新産業や新技術の創出に向けた地域イノベーション創出拠点の形成と市内経済の活性化を図るため、「枚方産学公連携フォーラム」を毎年開催している。

こうした取組をさらに充実させて産学公金の連携を促進し、地域経済牽引事業者の支援、成長分野の進展、中小企業が抱える課題の解決を図っていく。

（2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①北大阪商工会議所

枚方市、寝屋川市、交野市の3市をエリアとする北大阪商工会議所では、巡回・窓口相談業務や経営支援事業に加え、マーケティングや各種融資支援、環境事業所表彰などを行っており、協力して地域経済牽引事業者の発掘や様々な支援に努めていく。

②枚方七企業団地連絡協議会

枚方市の産業の特色である7つの企業団地（大阪紳士服団地、枚方企業団地、枚方鉄工塗装団地、枚方家具団地、枚方東部企業団地、枚方工業団地、津田サイエンスヒルズ）では連絡協議会をつくり、意見・情報交換や視察研修に取組んでいる。地域経済牽引事業者をはじめ中小企業が抱える人材不足などの共通課題の解決に協力して取組んでいく。

③ひらかた地域産業クラスター研究会

企業、大学等が参画しイノベーションを目指す「ひらかた地域産業クラスター研究会」の取組を活用しながら、产学連携、医工連携を促進し、地域経済牽引事業者の生産性の向上や健康・医療など新たな成長分野への参入等の取組を支援する。

④金融機関（枚方信用金庫、株式会社日本政策金融公庫等）

枚方市とまちづくり包括協定を結んでいる枚方信用金庫などの金融機関と連携し、地域経済牽引事業者に対し、融資や投資ファンドの事業支援を行うことにより、工場用地など様々な情報サービスの提供を図る。

⑤枚方市と北大阪商工会議所と枚方信用金庫との連携に関する協定

枚方市、北大阪商工会議所及び枚方信用金庫は三者連携協定に基づき、市内企業の経営力向上と持続的発展に向けた支援、市内企業及び産業に関する情報発信など、事業者支援等に関して様々な施策を実施する。

⑥地域防災力の向上に関する協定

枚方市と防災協定を結んでいる北大阪商工会議所、学校法人常翔学園大阪工業大学及び東京海上日動火災保険株式会社と連携して、中小企業B C P（業務継続計画）を促進するための企業防災セミナーを開催しており、引き続き、中小企業の災害対策やリスク管理を支援していく。

⑦5大学（学校法人関西医科大学、学校法人大阪歯科大学、学校法人常翔学園大阪工業大学、学校法人常翔学園摂南大学、学校法人関西外国語大学）

イノベーションの促進や医産連携など産学連携の推進を図るとともに、インターンシップや学生と企業とのマッチング機会を拡充する。

⑧大阪府立北大阪高等職業技術専門校

大阪府立北大阪高等職業技術専門校の修了生の市内中小企業への雇用を推進するとともに、従業員の技術研修の充実を図っていく。

⑨ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、

ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑩地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑪公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指摘・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

（2）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害するがないよう、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配意した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を図る。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配意した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確實に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① P D C A サイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

②企業のC S R活動の促進

製造業の大手企業が工場を開放して開催する大規模イベントなど市内企業による施設開放や、多くの企業による枚方市のイベントへの協賛など、C S R活動が年々活発になっている。市民に対して、このような市内産業やものづくり企業への理解と関心を高める地域貢献活動を促進していく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末日までとする。

「大阪府枚方市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。